

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 ^{タニムラコウギョウ}株式会社 谷村工業
 住所 東大阪市中石切町三丁目1番3号
^{フリガナ}代表者氏名 ^{タニムラ ヒロユキ}代表取締役 谷村 博之
 電話番号 072-987-1111
 FAX番号 072-984-2328
 メールアドレス tanimura.co@aq.wakwak.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 2年 7月 15日

届出者

氏名又は名称 株式会社谷村工業
住 所 東大阪市中石切町三丁目1番3号
代表者氏名 代表取締役 谷村博之 印



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社谷村工業 <i>アニムラコウギョウ</i>		
住 所	東大阪市中石切町三丁目1番3号		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 谷村博之 代表取締役 <i>アニムラヒロユキ</i>		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
<i>役員の変更</i> 谷村 光信 谷村 武子	取締役 <i>谷村光信</i> 監査役 <i>谷村武子</i>	_____ _____	<i>2022.07.30</i> <i>2022.08.01</i>

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社谷村工業

住 所 東大阪市中石切町三丁目1番3号

代表者氏名 代表取締役 谷村 博之



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府東大阪市中石切町三丁目1番3号
株式会社谷村工業

会社法人等番号	1220-01-004853	
商号	株式会社谷村工業 ✓	
本店	大阪府東大阪市中石切町2509番地	
	大阪府東大阪市中石切町三丁目1番3号 ✓	昭和44年 5月26日住居表示実施
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和41年12月12日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>水道、ポンプ、衛生、冷暖房、給湯、浄化槽工事設計施工</u> 2. <u>土木工事の設計施工</u> 3. <u>屋内消火栓、スプリンクラー、屋外消火栓、動力消防ポンプの設置改修工事の設計施工</u> 4. <u>上記に附帯する一切の業務</u> <p style="text-align: right;">平成20年11月20日変更 平成20年12月11日登記</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道、ポンプ、衛生、冷暖房、給湯、浄化槽工事設計施工 2. 土木工事の設計施工 3. 屋内消火栓、スプリンクラー、屋外消火栓、動力消防ポンプの設置改修工事の設計施工 4. 管工事業 5. 舗装工事業 6. 上記各号に附帯する一切の業務 <p style="text-align: right;">令和 1年11月22日変更 令和 1年11月22日登記</p>	
発行可能株式総数	12万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 4万株	
資本金の額	金2000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	<p>当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。但し、当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合は、株主総会の承認があったものとみなす。</p> <p style="text-align: right;">平成21年 1月19日変更 平成21年 4月16日登記</p>	

役員に関する事項	取締役 <u>谷村博之</u>	平成21年 1月19日重任 平成21年 4月16日登記	
	取締役 <u>谷村博之</u>	平成31年 1月17日重任 令和 1年11月22日登記	
	大阪府東大阪市中石切町三丁目1番3号 代表取締役 <u>谷村博之</u>	平成21年 1月19日重任 平成21年 4月16日登記	
	大阪府東大阪市中石切町三丁目1番3号 代表取締役 <u>谷村博之</u>	平成31年 1月17日重任 令和 1年11月22日登記	
	監査役 <u>谷村武子</u>	平成21年 1月19日就任 平成21年 4月16日登記	
	監査役 <u>谷村武子</u>	平成31年 1月17日重任 令和 1年11月22日登記	
		令和 1年11月22日退任 令和 1年11月22日登記	
		令和 1年11月22日登記	
	監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
			令和 1年11月22日廃止 令和 1年11月22日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年 3月 8日移記	



大阪府東大阪市中石切町三丁目1番3号
株式会社谷村工業

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和 2年 4月27日

大阪法務局東大阪支局
登記官

山 田 和 弘

